平成２４年（フ）第１２６１号
横浜市金沢区富岡東６丁目19番24号　トーク能見台205
債務者　渋谷　知子（旧姓椿）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２７１号
横浜市港北区仲手原２丁目13番41号　イング妙蓮寺103号室
債務者　川尻　和広
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０８号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番11―403号、前住所横浜市青葉区新石川１丁目18番地２　パストラルあざみ野102
債務者　猪飼アリシアこと　ＩＫＡＩ　ＡＬＩＣＩＡ　ＤＯＮ
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
岡山市中区兼基102番地　谷口第３マンション202
債務者　大西亀久男
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１６２号
神奈川県大和市深見東１丁目２番37号　レジデンス睦大和102号
債務者　猪股　道子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４１６号
大阪市住吉区大領５丁目10番25号　アヴァンセ大領305号
債務者　福家　昌代
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１０８号
大阪市城東区鴫野東２丁目28番13号　豊田ハイツ201号
債務者　今田　直子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３７６号
東京都文京区千石２丁目20―１―101
債務者　重信　治美
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３０５号
茨城県土浦市高岡84番地１
破産者　有限会社ティ・ネット
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３２号
兵庫県豊岡市下陰233番地
破産者　有限会社ライフパック・タムラ
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第３０８１号
北海道千歳市富丘１丁目12番６号
破産者　Ｎ・Ｍニュース株式会社
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２号
茨城県土浦市下高津１丁目４番22号
破産者　株式会社ハンド・ニット・チェリー
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５２２０号
東京都文京区後楽２丁目３番25号
破産者　株式会社プロジェクトリンク
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１号
新潟県村上市坂町1825番地７
破産者　株式会社エノモト
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１１２号
新潟県村上市下鍛冶屋417番地
破産者　株式会社荒川ショッピングプラザ
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１７３２号
名古屋市名東区香南２丁目915番地
破産者　株式会社テクノエイト
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８４号
名古屋市守山区元郷１丁目701番地
破産者　株式会社ライズテック
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１号
京都市下京区中堂寺庄ノ内町40―７
破産者　株式会社吉川写真製版
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
沖縄県浦添市字前田1291番地
破産者　有限会社琉光通信社
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部